

# 邑楽町いじめ防止基本方針

## —めざす姿—

- 子どもが楽しく学べる学校
- 保護者が安心して通わせたいと思える学校
- 町民から信頼される学校



邑楽町教育委員会

## 目 次

はじめに	
I 基本方針 ······	1
1 いじめに対する基本的な認識	
2 組織	
II いじめ防止に向けた取組 ······ ～町、学校、保護者地域の取組～	3
1 未然防止に向けて	
2 早期発見に向けて	
3 早期解消に向けて	
III 重大事態発生時の対応 ······	5
1 重大事態発生時の対応	
2 重大事態発生時及び関係機関等連絡先	
IV 取組の評価・検証 ······	6
V 各学校におけるいじめ防止基本方針 ······	卷末
邑楽町立中野小学校、邑楽町立高島小学校、	
邑楽町立長柄小学校、邑楽町立中野東小学校、	
邑楽町立邑楽中学校、邑楽町立邑楽南中学校	
VI 資料 ······	7

## はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。また、近年は「インターネットを介したいじめ」も多く、いじめは一層見えにくいものになっています。こうしたいじめの発生を未然に防ぎ、発生した場合も早期発見、早期解消していくためには、児童生徒自身あるいは学校だけでなく、家庭・地域及び関係機関も積極的に関わり、社会全体で体制を整え、皆が一丸となって向き合うことが大切です。

これらのこと踏まえ、文部科学省から、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布、同年9月に施行、同年10月には「いじめの防止等のための基本的な方針」も示されました。また、群馬県でも平成25年12月に「群馬県いじめ防止基本方針」を策定しました。

そこで、邑楽町では、いじめ防止対策推進法が示す「基本方針の策定」について、いじめ防止対策のさらなる充実と効果的な推進を図るため、「邑楽町いじめ防止基本方針」を定めることとします。

# I 基本方針

## 1 いじめに対する基本的な認識

- (1) いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によっておこる心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとされます。
- (2) いじめは健全な人格形成に大きな影響を与えるものであり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害する行為であるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせる行為です。
- (3) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくりましょう。
- (4) すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持つことが大切です。
- (5) いじめ問題の防止や解決に向けては、学校・家庭・地域・関係機関が連携を取り合い、町全体が一体となって取り組むことが必要です。

### 「いじめ」の定義

～群馬県いじめ防止基本方針より～

#### ◇◇◇ 「いじめ」とは◇◇◇

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ② いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ③ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

#### ◇◇◇ いじめの態様 ◇◇◇

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

#### ◇◇◇ いじめの構造 ◇◇◇

いじめは、単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響している。

2 組 織

#### (1) 邑楽町いじめ問題等対策連絡協議会の設置

町は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、相談員、群馬県警察、児童相談所その他の関係者により構成される、「邑楽町いじめ問題等連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」※1を設置します。

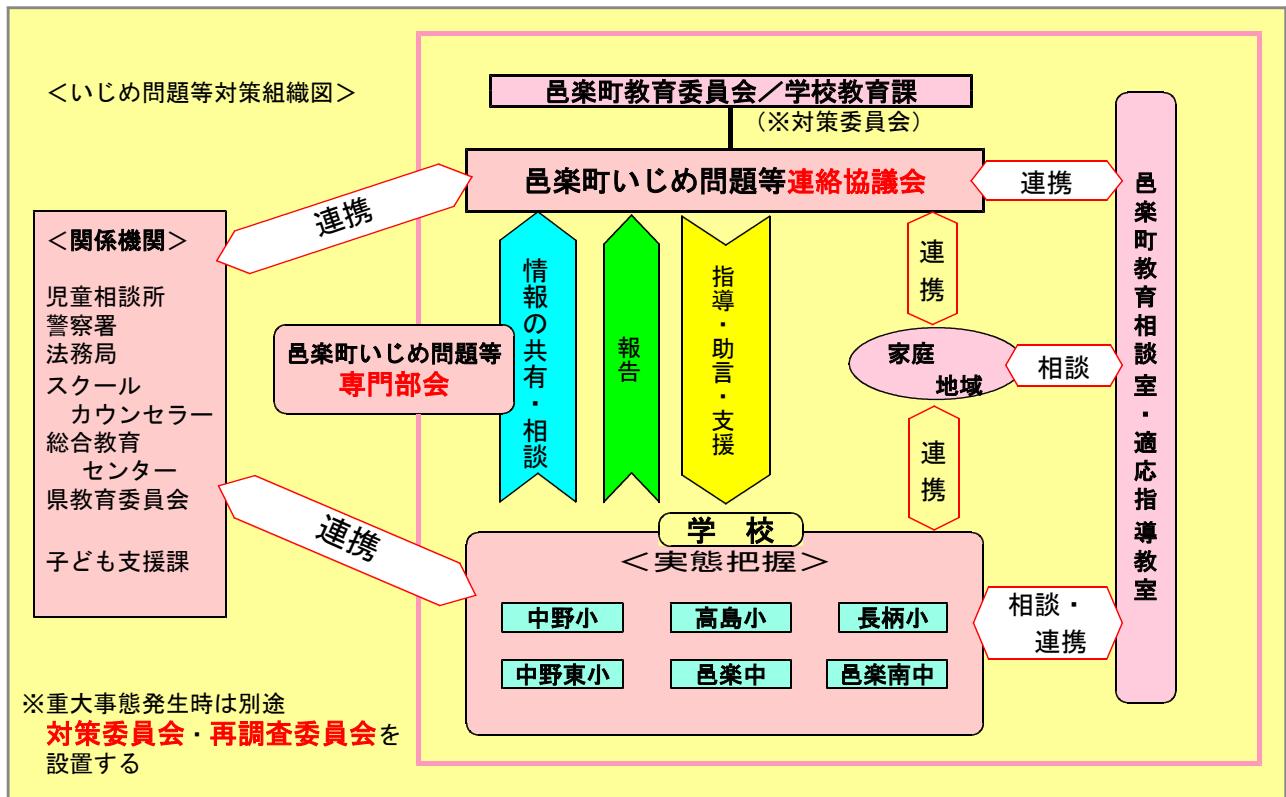
※1 「邑楽町いじめ問題等連絡協議会（以下「連絡協議会」）」：邑楽町立小中学校長会及び邑楽町教育委員会、並びに招集された関係者をもって充てる。

## (2) 邑楽町いじめ問題等専門部会の設置

邑楽町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、「邑楽町いじめ問題等専門部会（以下「専門部会」という。）」※2を設置します。

※2 「邑楽町いじめ問題等専門部会（以下「専門部会」という。）」：邑楽町立小中学校長会及び邑楽町生徒指導部会、邑楽町教育相談地域連携協議会をもって充てる。

### (3) 各学校の組織



- ① 学校におけるいじめの防止・早期発見・早期解消等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置し、いじめに関する僅かな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、当該の教職員だけで抱え込まずに全職員が共通理解を図り、すべて当該組織に報告・相談し組織的にいじめ問題に対応します。
  - ② 組織の構成員は、管理職や教務主任、生徒指導主事（主任）、教育相談主任、養護教諭、学年主任、相談員、スクールカウンセラー等柔軟な組織とします。必要に応じて、外部専門家を活用します。外部人材の活用にあたっては、プライバシー保護のために守秘義務に関する制度を事前に整備しておきます。別途各学校の「いじめ防止基本方針」にその組織・体制、役割を明記します。

## Ⅱ いじめ防止に向けた取組

### 1 未然防止にむけて

#### (1) 町の取組

- ① 学校が実施する「いじめ防止対策」のための活動を積極的に支援します。
- ② 日頃から学校管理職と連絡を取り合い、気になる児童生徒の実態把握に努めます。
- ③ 郷土を愛し、人や自然を大切にする豊かな心を育てるよう、全教育活動を通して行われる人権教育や道徳教育の一層の充実を図ります。
- ④ 相談機能を充実するために各学校に相談員を配置します。
- ⑤ 小中連携のもとにいじめ防止活動を進められるよう、情報交換のための委員会や研修の充実を図ったり、「いじめ防止子ども会議」を開催したりします。
- ⑥ いじめを防止することの重要性、各学校の取組、相談機関や町いじめ防止基本方針等についての啓発を行い、関係機関や保護者・地域と連携しながらいじめ防止を推進します。
- ⑦ ネット上のいじめについて以下の通り対応します。
  - ・情報モラル教育を推進し、児童生徒の情報モラルの向上に努め、情報社会で適切に活動するための基となる考え方や態度・判断力を育てます。
  - ・情報モラル講習会等、県主催の講習会を各学校に周知し、活用するよう指導します。
  - ・実態調査を行い、携帯電話やゲーム機の使用の方法について、保護者に情報提供や啓発を行います。

#### (2) 学校の取組

- ① いじめ防止基本方針を策定します。
- ② 教職員同士の連携を図り、情報を共有しながら組織的な指導・支援にあたります。
- ③ 互いに認め合う場を設定するなどして、温かい雰囲気づくりを心がけ、教師と児童生徒並びに児童生徒同士の信頼関係を築き、深めます。
- ④ 「わかる・楽しい授業」づくりに全教職員で取り組み、児童生徒が「自己有用感を持つこと」「自己決定や自己表現の場を持つこと」ができるようにします。
- ⑤ 話し合い活動を充実させ、学級の諸問題を自分たちで解決していくこうとする自発的な能力やコミュニケーション能力を培います。
- ⑥ 「人権を大切にした授業」及びその他の人権に配慮した常時指導を全教職員で行います。
- ⑦ 行事や学級経営、授業において、達成感や成就感、あるいは、一人一人の児童生徒が学級に所属感を持てるように指導に務め、個を輝かせる指導の工夫をします。
- ⑧ 児童会生徒会が中心となつたいじめ防止活動を推進し、その活動を支援します。
- ⑨ 学校の様子を積極的に発信し、教職員と家庭・地域との定期的な情報交換を行います。
- ⑩ 通信や懇談会等で基本方針を周知したり、協力と情報提供を依頼したりして、日頃から関係機関との連携を図って行きます。

#### (3) 家庭・地域の取組

- ① 児童生徒が心を開いて話をしたり安心したりできる温かな関わりや居場所づくりを心がけましょう。
- ② いじめは校外においても発生します。家庭、地域、公民館行事やスポーツ少年団活動等においても、児童生徒を温かく見守りましょう。
- ③ 日頃から「地域の輪」を大切にし、地域の子をみんなで育みましょう。

## 2 早期発見に向けて

### (1) 町の取組

- ① 学校の実態に応じて聞き取りや面談を実施します。
- ② 全校に相談員やスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整えます。
- ③ 研修会や委員会を開催し、情報交換と指導・支援を行います。

### (2) 学校の取組

- ① 温かい雰囲気づくりを心がけ、何でも相談できる教師と児童生徒の信頼関係づくりに努めます。
- ② 定期的なアンケート調査を実施し、学級や在籍児童生徒の実態把握を行います。また、その内容を学校全体で共有し、組織的・計画的に対処します。
- ③ 児童生徒に、いじめを訴えることの意義と手段を周知します。
- ④ 保護者や地域からの情報提供を呼びかけ、保護者からの訴えに耳を傾けます。
- ⑤ 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めます。
- ⑥ 校内生徒指導部会や教育相談部会等を充実します。

### (3) 家庭・地域の取組

- ① 児童生徒との温かな関わりをもち、会話や「チェックポイント」などを通して子どもの変化を読みとれるように努めましょう。
- ② 学校、保護者、教育委員会等との情報交換がしやすいつながりを日頃から築いておきましょう。

## 3 早期解消に向けて

### (1) 町の取組

- ① 各学校のいじめ対策委員会に対し、指導・助言を行います。
- ② ネット上のいじめに対応します。
  - ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除措置を講じられるよう努めます。
  - ・児童生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。必要に応じて法務局にも協力を求めます。
  - ・書き込みを削除してからも、被害児童生徒及び保護者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見守ります。

### (2) 学校の取組

- ① いじめ問題対策委員会を設置して、組織で対応します。教職員が共通理解のもとチーム体制で指導にあたり、保護者・教育委員会・関係機関等と連絡を取り合いながら解消や再発防止に努めます。
- ② 速やかに事実確認を行い、正確な情報を把握します。また、客観的な事実に基づき、時系列に沿った経過の記録や話し合いの記録を残し、指導・問題の解消に反映します。
- ③ 児童生徒が安心して話せる場所を設定し、いじめの状況やきっかけ等を十分に聞き、事実に基づく指導を行います。表面的な変化から安易に「解決した」と判断せず、児童生徒の立場に立った支援を継続し、児童生徒を守り通します。
- ④ いじめた児童生徒に対しては、いじめを行った背景を理解したうえで行った行為に対しては毅

然と指導し、今後のよりよい成長に向けて粘り強く指導を行うとともに、必要に応じて、加害児童生徒やその保護者のケアにも努めます。

- ⑤ いじめをあおったり傍観したりした児童生徒に対しては、関係者として事実を受け止めさせ、学級や学年等集団全体の問題として、いじめに対応します。
- ⑥ 保護者や教育委員会に対応経過をこまめに伝え、理解と協力を得、連携して解消を図ります。

### (3) 家庭・地域の取組

- ① 保護者は、学校や教育委員会と協力して、適切に当該児童生徒をいじめから保護しましょう。
- ② 保護者は、国や学校等が講ずるいじめ防止のための措置に協力するよう努め、第一義的責任を有する者として、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し規範意識を養うための指導を行うよう努めましょう。

## III 重大事態発生時の対応

### 1 重大事態発生時の対応

重大事態とは「いじめにより被害児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案」「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席した事案」「被害児童生徒または保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている事案」をさします。

#### (1) 町及び学校の対応

- ① 重大事態が発生し、児童生徒の命に関わる場合及び犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報します。
- ② 重大事態発生後、直ちに担当指導主事等を学校に派遣し、学校を支援します。
- ③ 重大事態であると教育長が判断した場合、条例により速やかに「邑楽町いじめ問題対策委員会」※3を開催し、当該重大事態に係る公平中立な調査（法第28・30条）を行い、町長及び県教育委員会教育長に報告します。

※3 邑楽町いじめ問題対策委員会の委員は、法律（県弁護士会推薦弁護士）、医療（館林市邑楽郡医師会推薦医師）、心理（スクールカウンセラー）、福祉（町社会福祉協議会会長）、教育（町PTA連合会長※4）その他調査審議に必要な専門的知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。委員名簿は別に定める。

※4 町PTA連合会長が当該校PTA会長の場合は町PTA連合会副会長が代理する。

- ④ 再調査が必要であると町長が判断した場合、条例により速やかに「邑楽町いじめ問題再調査委員会」※5を開催し、当該重大事態に係る公平中立な調査（法第28・30条）を行い、県教育委員会教育長に報告します。

※5 邑楽町いじめ問題再調査委員会の委員は、法律（町顧問弁護士）、医療（学校医）、心理（県スーパーバイザー）、福祉（民生児童委員会会長）、教育（青少年育成推進委員連絡協議会会長）その他調査審議に必要な専門的知識及び経験を有する者のうちから町長が委嘱する。委員名簿は別に定める。

- ⑤ 調査後、個人情報について十分配慮し、必要な情報を児童生徒やその保護者に対して説明します。
- ⑥ 学校及び教育委員会は、迅速かつ適切な方法で、児童生徒や保護者への心のケアに努めます。また、必要に応じて、各相談機関や専門機関と連携して、専門的見地からの助言を受けます。
- ⑦ 被害児童生徒の状況に応じて、教育支援センターへの通級や別室登校等の対応をとります。
- ⑧ 児童生徒の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童生徒の学習の妨げになる場合は、学校と教育委員会とが連携して懲戒や出席停止等について検討します。

## ⑨ 資料

- いじめ防止対策推進法第28条・30条（H25.6／文部科学省）
- 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（H22.3／文部科学省）
- いじめ防止対策推進法への対応（H26.2／群馬県教育委員会）

## （2）重大事態発生時及び関係機関等連絡先

No.	施設等名	電話番号	備考
1	群馬県警察 大泉警察署	0276-62-0110	
2	石打駐在所	0276-88-5541	
3	篠塚駐在所	0276-88-0543	
4	中野駐在所	0276-88-5555	
5	邑楽消防署	0276-88-5551	
6	東部児童相談所	0276-31-3721	
7	邑楽町保健センター	0276-88-5533	自殺対策協議会関連
8	邑楽町子ども支援課	0276-47-5023	直通
9	前橋地方法務局太田支局	0276-32-6100	自殺対策協議会関連
10	邑楽町教育相談室	0276-88-9779	
11	邑楽町教育支援センター	0276-88-9779	
12	群馬県教育委員会東部教育事務所	0276-31-7151	
13	邑楽町役場	0276-88-5511	
14	邑楽町学校教育課学校指導係	0276-47-5042	直通
15	邑楽町立中野小学校	0276-88-5501	
16	邑楽町立高島小学校	0276-88-0644	
17	邑楽町立長柄小学校	0276-88-0649	
18	邑楽町立中野東小学校	0276-89-0888	
19	邑楽町立邑楽中学校	0276-88-0150	
20	邑楽町立邑楽南中学校	0276-88-2120	

## IV 取組の評価・検証

- （1）学校は、いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を町教育委員会及び保護者と地域関係者に対して公表する。
- （2）町教育委員会はいじめの防止等に向けた取組の検証を隨時行い、その都度改善に努める。

## V 各校における「いじめ防止基本方針」

<各学校作成資料>

邑楽町立中野小学校  
邑楽町立高島小学校  
邑楽町立長柄小学校  
邑楽町立中野東小学校  
邑楽町立邑楽中学校  
邑楽町立邑楽南中学校

## VI 資料

- (1) 「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月／文部科学省 平成25年法律第71号として公布、同9月施行)  
[www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai10/sankou2.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai10/sankou2.pdf)
- (2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月／文部科学省)  
[www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1340770.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340770.htm)
- (3) 「群馬県いじめ防止基本方針」(平成25年12月／群馬県教育委員会)  
[www.pref.gunma.jp/contents/000270215.pdf](http://www.pref.gunma.jp/contents/000270215.pdf)
- (4) 「いじめ防止対策推進法への対応」(平成26年2月／群馬県教育委員会)
- (5) 「生徒指導リーフ増刊号」(平成25年11月／国立教育政策研究所)  
[www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves1.pdf](http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves1.pdf)
- (6) 「いじめ問題対策マニュアル（平成22年度版）」(群馬県総合教育センター)  
P14～16「いじめ発見のチェックポイント」  
P 4「学級経営を見直すチェックポイント<担任用>」  
P17「人権感覚チェックリスト」  
[www.center.gsn.ed.jp/curriculum/data/seitosido/ijime\\_m.pdf](http://www.center.gsn.ed.jp/curriculum/data/seitosido/ijime_m.pdf)
- (7) 「見守りシート」(平成24年11月／群馬県教育委員会)  
[http://www.karisen.gsn.ed.jp/boe/htdocs/?action=common\\_download\\_main&upload\\_id=1939](http://www.karisen.gsn.ed.jp/boe/htdocs/?action=common_download_main&upload_id=1939)
- (8) 「群馬県いじめ問題対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置に関する条例」  
(平成27年3月20日／条例第1号)

## VI その他

<策定> 平成26年8月

<改訂> 平成27年9月